

I 個人情報保護条例のあらまし

I

1

2

3

4

1 条例制定の趣旨

高度情報化社会を迎え、都政運営においても、また、民間の事業活動においても、個人情報が大量に収集、蓄積及び利用されるようになってきている。

このような情報化社会は、私たちに多くの利便をもたらす、社会福祉の増進に役立っているが、反面、その取扱いに適正を欠いた場合には、個人の権利利益を侵害するおそれが指摘されている。

そこで、東京都では、個人情報の取扱いの基本的事項を定め、個人の権利利益の侵害を未然に防止するとともに、都民の不安感をなくすために、「東京都個人情報の保護に関する条例」を制定したものである。

2 条例施行までの経過

- 平成元年 8月 東京都における個人情報保護制度について、広い視野から検討を行うため、有識者18名からなる「東京都個人情報保護懇談会」を設置する。
- 平成2年 6月 東京都個人情報保護懇談会から知事に対し、「東京都の個人情報保護制度のあり方についての提言」が提出される。
- 平成2年12月 平成2年第4回東京都議会定例会において、東京都個人情報の保護に関する条例が可決され、公布される。
- 平成3年 4月 東京都個人情報の保護に関する条例が一部施行となる。
- 平成3年10月 東京都個人情報の保護に関する条例が全面施行となる。

3 東京都個人情報保護条例の特徴

本条例は、個人情報保護についての国際的なガイドラインといわれる、OECD（経済協力開発機構 Organization for Economic Cooperation and Development）理事会勧告の8原則（8原則の内容についてはⅢ 資料18参照）を踏まえるとともに、プライバシーの権利を自己情報コントロール権（自己の情報の流れを自ら管理する権利）を含むものとして把握する現代のプライバシー理論をも考慮したものである。条例の主な特色は、次の4点である。

- ① 電子計算機により処理されている個人情報だけでなく、手作業により処理される個人情報も保護の対象としている。
- ② 東京都が保有する個人情報については、自己の情報を知り、かつ、訂正を求めることができる開示請求権、訂正請求権を具体的な権利として創設している。
- ③ 東京都が保有する個人情報の収集、保存、利用等のすべてにわたる、総合的な保護制度としている。
- ④ 民間事業者の責務を明確にし、個人に関する情報の保護に対する、民間事業者の自主的な対応の促進を図っている。

4 東京都個人情報保護条例施行後の経過・動向

- 平成5年3月 東京都個人情報保護委員会から知事に対し、「個人情報保護制度の検討課題と改善の方向～2年間の制度運用状況をふまえて」が報告される。
- 平成7年3月 東京都個人情報保護委員会から知事に対し、「事業者が保有する個人情報の適正な取扱いに関する指針について」が報告される。
この報告を踏まえ、「事業者が保有する個人情報の適正な取扱いに関する指針」が作成される。

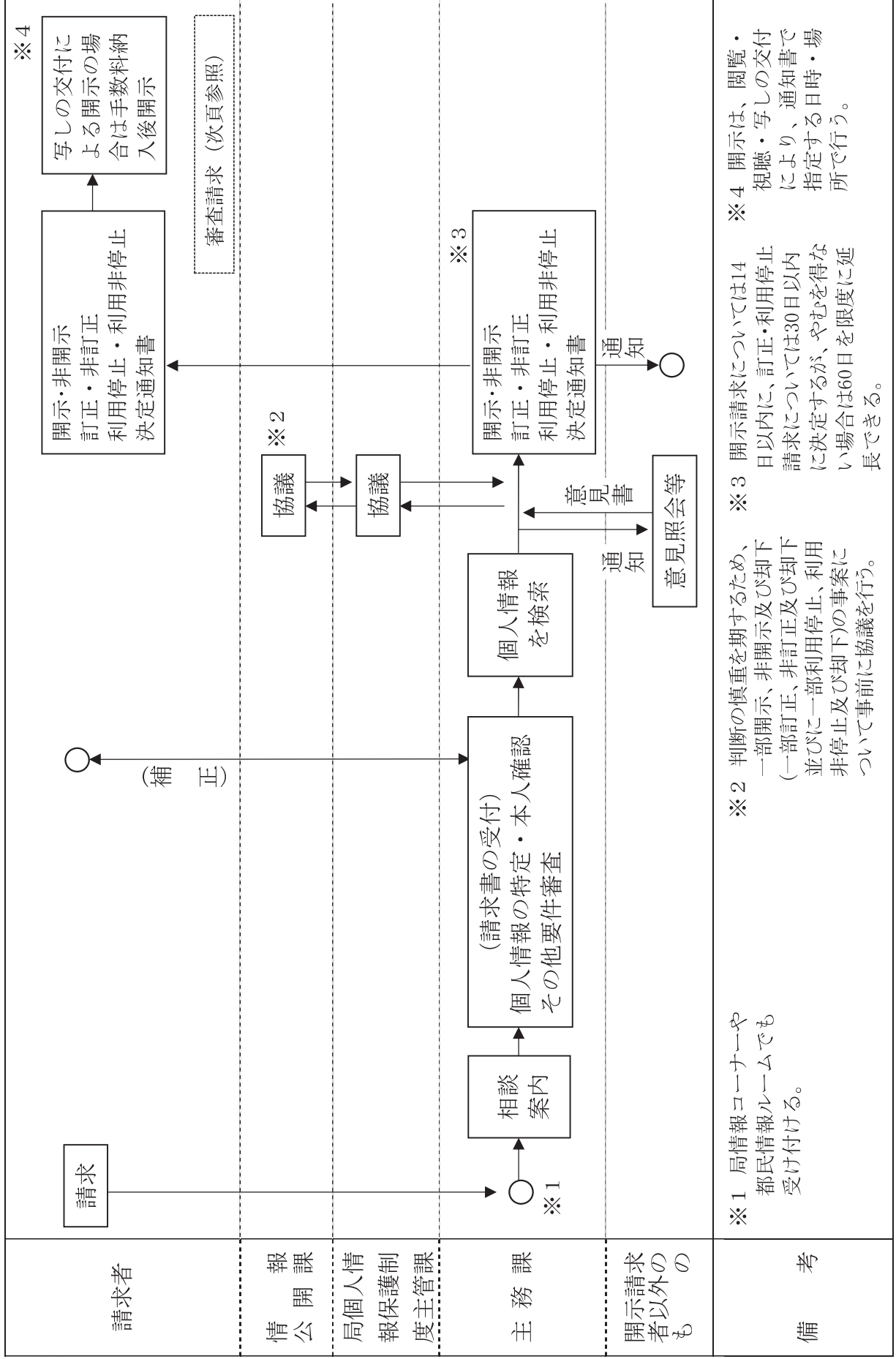
- 平成 9 年 3 月 東京都個人情報保護委員会から知事に対し、「死者の個人情報の取扱いについて」が報告される。
この報告を踏まえ、関係規則等が改正される。
- 平成10年10月 東京都個人情報保護委員会から知事に対し、「未成年者の法定代理人による開示請求の取扱いについて」が報告される。
- 平成11年 3 月 上記報告を踏まえた非開示条項の追加（16条6号）及び東京都公文書の開示等に関する条例の全部改正に伴い特に統一的な取扱いを図る必要のあった、①公文書の範囲、②東京都情報公開・個人情報保護審議会の設置、③手数料の改定等について定めた東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が平成11年第1回東京都議会定例会において可決される。
- 平成11年 4 月 上記一部改正条例の一部（非開示条項の追加）が施行される。
- 平成11年10月 東京都個人情報保護委員会から知事に対し、「東京都個人情報の保護に関する条例の改正について～情報公開条例との整合性の観点から～」が報告される。
- 平成11年12月 上記報告を踏まえた東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が平成11年第4回東京都議会定例会において可決される。その主な内容は以下のとおりである。
- ① 実施機関に「規則で定める行政機関の長」の追加
 - ② 存否応答拒否の規定の整備
 - ③ 個人情報が存在しない場合の規定の整備
 - ④ 開示請求者以外のものの情報の保護手続の整備
 - ⑤ 開示請求者が指定した日時に関覧しない場合の規定の整備
 - ⑥ 個人情報保護審査会の審議手続の整備
- 平成12年 1 月 平成11年3月の一部改正条例のうち施行されていない部分及び平成11年12月の一部改正条例が施行される。
- 平成12年 4 月 民法改正等により規定整備を図るため、東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が改正、施行される。
- 平成14年 4 月 ビデオテープ等の開示方法を改正する条例が改正、施行される。
- 平成15年 7 月 東京都情報公開・個人情報保護審議会に対し、「都の個人情報保護制度の基本的なあり方」などについて諮問した。
- 平成16年 7 月 東京都情報公開・個人情報保護審議会から知事に対し、「東京都の個人情報保護制度の新たなあり方についての提言」が報告される。
- 平成16年12月 上記提言を踏まえた東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が平成16年第4回東京都議会定例会において可決される。その主な内容は以下のとおりである。
- <東京都が保有する個人情報について>
- ① 公安委員会及び警視総監を加え、すべての行政機関が実施機関となる（施行日は、別に規則で定める日からとする）。
 - ② 従来の開示・訂正請求権に加え、利用停止請求権を設ける。
 - ③ 非開示情報が記録されているときを除いて開示義務がある（原則開示）とし、詳細・具体的に非開示情報を規定し直した。
 - ④ 受託者、指定管理者に適正管理を義務付けた。
 - ⑤ 職員及び受託事務従事者等に対する罰則を設ける。
- <民間部門が保有する個人情報について>
- ① 民間部門への支援策として、指針の策定や広報活動を行い、普及啓発を図る。
 - ② 民間部門の個人情報保護の取扱いについての苦情のための相談を行う。
 - ③ 苦情処理の実効性を担保するため、事業者に対して、必要に応じて調査、助言、勧告を行い、都民に情報提供を行う。

- <その他>
東京都情報公開・個人情報保護審議会は、具体的な制度運営に意見を述べることができる。
- 平成17年4月 上記一部改正条例（実施機関に公安委員会及び警視總監を加えることを除く。）が施行される。
- 平成18年1月 公安委員会及び警視總監の施行日を、平成18年4月からと定める規則の制定
平成18年4月 平成16年12月の一部改正条例の施行されていない部分が施行される。
平成19年10月 日本郵政公社の解散に伴い規定整備を図るため、東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が施行される。
- 平成21年4月 統計法の改正等により規定整備を図るため、東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が施行される。
- 平成27年4月 独立行政法人制度改革に伴い、東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が施行される。
- 平成27年12月 東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が平成27年第4回東京都議会定例会において可決される。その主な内容は以下のとおりである。
<社会保障・税番号制度導入に伴う改正>
① 非開示情報の新設（他人の特定個人情報、同一世帯に属する者の特定個人情報、死者の個人番号）
② 裁量的開示の対象となる非開示情報から特定個人情報を除外
<行政不服審査法改正に伴う改正>
① 審理員による審理手続に関する規定の適用除外等
② 審査会諮問対象の拡大（開示請求等に係る不作為及び却下） ほか
<その他>
開示決定期限の特例延長規定の新設 ほか
- 平成28年1月 上記一部改正条例（社会保障・税番号制度導入に伴う改正部分、その他改正部分）が施行される。
- 平成28年4月 上記一部改正条例（行政不服審査法改正に伴う改正部分）が施行される。
平成29年7月 開示手数料改定のため、東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が施行される。
- 令和元年7月 工業標準化法の改正により規定整備を図るため、東京都個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が施行される。

5 東京都個人情報保護条例の概要

項目	内容	
目的	個人情報の取扱いの基本的事項を定め、都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。	
I 都が保有する個人情報に関する保護制度	1 保護の対象とする個人情報	○ 個人に関する情報で、特定の個人が識別されるものであって、実施機関が管理する文書、磁気ディスク等に記録されたもの（保有個人情報）
	2 実施機関の範囲	○ 知事、行政委員会、監査委員、公営企業管理者、警視總監、消防總監及び地方独立行政法人（公安委員会、警視總監は平成18年4月から施行）
	3 保護制度の内容 (1) 収集の制限	① 事務の目的を明確にし、目的達成に必要な範囲で、適法かつ公正な手段により収集する。 ② 本人から収集することを基本とし、本人以外から収集できる場合を条例で限定的に定めている。 ③ 思想、信教、信条等の事項は原則として収集しない。
	(2) 利用・提供の制限	○ 収集目的の範囲内で利用・提供することを基本とし、目的外に利用・提供ができる場合を本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがない、以下の事項等としている。 ・本人の同意があるとき。 ・法令等に定めがあるとき。 ・出版、報道等により公にされているとき。 ・個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 ・同一実施機関内で利用する場合又は国等の機関に提供する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。
	(3) 届出、公表	○ 実施機関が保有する個人情報の概略を都民が知ることができるよう個人情報を取り扱う事務の届出、公表の制度を設けている。
	(4) 適正管理	○ 適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
	(5) 開示・訂正・利用停止	① 都民等が自分の情報を知ることができるよう、自己情報の開示請求権を設けている。 なお、本人であっても開示できない情報を条例で限定的に定めている。 ② 開示した自己の個人情報のうち、「事実」について誤りがある場合は、訂正を請求できる権利を設けている。 ③ 自分の個人情報に違法に収集・利用・提供されているときは、利用停止を請求できる権利を設けている。
(6) 保護審査会、審議会	① 開示、訂正、利用停止についての不服申立てを審議する機関として、個人情報保護審査会を設けている。 ② 個人情報保護制度のあり方を建議し、制度運営上の事項を審議し意見を述べる機関として、情報公開・個人情報保護審議会を設けている。	
(7) 罰則	○ 職員及び受託事務従事者等に対する罰則を設けている。 ・職員等が電子計算機を用いて検索することができる保有個人情報を提供したとき、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金。 ・職員等が業務に関して知り得た保有個人情報を不正目的で提供、盗用したとき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。 ・職員が職権濫用して、職務以外の用に供する目的で個人の秘密が記録された文書等を収集したとき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。	
II 民間が保有する個人情報に関する保護制度	1 事業者の責務	○ 事業者は、個人に関する情報の取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
	2 出資法人等の責務	○ 都の出資法人等は、都の施策に留意しつつ個人に関する情報を適正に取り扱うため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	3 普及促進	○ 知事は、事業者、都民に対し、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。
	4 苦情相談	○ 知事は、民間部門の個人情報保護の取扱いについての相談処理に努めなければならない。
	5 事業者指導	○ 知事は、苦情処理の実効性を担保するため、事業者に対して、必要に応じて調査、助言、勧告、情報提供などを行う。

6 開示・訂正・利用停止事務の流れ（請求者が主務課に来庁した場合）



7 審査請求があった場合の事務の流れ（知事宛て審査請求の場合）

